

令和5年度第1回新宿区障害者自立支援協議会
(障害者差別解消支援地域協議会)

日時 令和5年5月15日(月)
14:00～
場所 新宿区立若松地域センター第一集会室

○事務局(中野) 定刻になりましたので、自立支援協議会を始めさせていただきます。本日はあいにくのお天気の中、御出席いただきありがとうございます。

まず、資料の確認をさせていただきます。郵送させていただいた資料が資料 1～7 まで、机の上に本日の次第と名簿、資料 8-1、8-2、資料 9、参考資料、資料 5 の差し替えを置かせていただいております。不足などがありましたら、事務局までお申し付けください。

本日は、4 名の方から欠席の御連絡を頂いております。まだ到着されていない方もいらっしゃると思いますが、半数以上の出席がありますので、本会議は定数に達しており、会議成立ということで進めさせていただきます。また、名簿を見ていただきますと、4 月の人事異動などで委員の交代がありました。ハローワークの吉田委員、社会福祉協議会の宮端委員、障害者福祉課長の渡辺委員が新任となっております。本日は残念ながら、新任の吉田委員と宮端委員が欠席です。まず初めに、障害者福祉課長から御挨拶をさせていただきます。○渡辺委員 改めまして、障害者福祉課長の渡辺でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。本日はお足元の悪い中、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私はこの 4 月に障害者福祉課長に着任いたしまして、まだ分からないことも多々ございますけれども、皆様からいろいろ教えていただいて、勉強していきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局(中野) 年度始めということで、事務局からも自己紹介をさせていただきます。

○福祉推進係長 障害者福祉課福祉推進係長の小林です。去年に引き続き、よろしくお願ひいたします。

○事業指導係長 障害者福祉課事業指導係長の古沢です。よろしくお願ひいたします。

○相談係長 この 4 月に参りました相談係長の内田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○支援係長 障害者福祉課支援係長の松澤と申します。私も、この 4 月から着任して参りました。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○支援主査 同じく支援係の高野と申します。私も 4 月に異動して参りました。身体障害者福祉司を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○四谷保健センター保健サービス係長 健康部四谷保健センター保健サービス係長の尾石と申します。私も新宿区保健所から、この 4 月に異動して参りました。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局(武藤) 私も、今年の 4 月に障害者福祉課に配属となりました武藤と申します。よろしくお願ひいたします。

○事務局(河原) 同じく福祉推進係の河原と申します。よろしくお願ひいたします。

○事務局(中野) 同じく障害者福祉課の中野です。よろしくお願ひいたします。事務局の紹介は以上です。早速、議事ということで、三浦会長からお願ひいたします。

○三浦会長 こんにちは。三浦です。よろしくお願ひいたします。昨年度に引き続き、人事もそういうことになっておりますので、会長と副会長は同じままでやらせていただくという

前提で、よろしくお願ひいたします。

前は新宿5丁目で、去年、歌舞伎町に移転したのですが、私は精神科のクリニックを開業しています。昨日の日曜日は丸1日かけて、12人の患者さんの御自宅を訪問し、御本人の生活の様子や御家族の話の聞いたりという経緯がありました。結果から言うと、生活の様子がよく分かりました。当たり前だけれども、診察室だとこちら側は待つ様子を見るしかなくて、なおかつ御本人側も診察用に装いをつくり変えていらっしゃるの、生の様子が分からないけれども、家に行くと一目瞭然です。診察室では非常に身だしなみがよろしい中年女性も、家に行ってみたら壁にカビが生えていたり、逆に診察室では「具合がどう悪い、こう悪い」と結構粘る方が、おうちでは結構、整理整頓された環境の中で、にこやかにお話をされていたりします。

要するに、待つ様子を見るだけでは分からない。これは医学の用語でも、私の恩師が言っていたのですが、「待つ様子を見るだけではなくて、行って触れ」と。要するに「Wait & Seeではなくて、Go & Touchをしろ」と、行って状況に触ってこいというように教育されて、それを旨とし、なるべく訪問してきました。有り難いことに、私の感想としては、どの患者さんも御家族も、自閉性が強い1人の方を除いては、すごくうれしそうにお話をしてくれたのです。頼みもしないのにお菓子を買っておいてくれたり、ドアの開け閉めも先導してやってくれたりしたので、私としてはとても有り難いと思った次第です。

さて、今年度の1回目ということで、議題が盛りだくさんです。繰り返しになりますけれども、この協議会は、地域課題をどれだけ明瞭にできるかが大切です。いろいろな分野からいろいろな方々に来ていただくので、それぞれの分野なりに経験されたり考えられたりしている情報などを、ここにお示しいただきながら、全体としての認識を共有していこうというのが、まず協議会の趣旨です。そして、この協議会で皆様から御提出いただいた御発言なりは、きちんと障害者福祉課のほうに即時的に把握していただいて、新宿の施策づくりに役立てていただくという前提だと私は受け取っております。ですから、何か意見を出すとか、要求するというよりは、地域課題をちゃんと明瞭に浮かび上がらせよう、机の下にあったものを机の上に出すことが私たちの役目だと思っている次第です。皆様には鋭意の御参加、御発言等をよろしくお願ひいたします。

それでは議事に入ります。副会長のうちの1人の友利さんに、議事進行のおおむねの部分をお任せしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○友利副会長 皆様、こんにちは。お世話になっております。私は友利と申しまして、この副会長を仰せつかっております。普段は精神障害の方たちの支援をしている者です。いつまでたっても不慣れですけれども、今日も議事進行を皆様の御協力でなるべく時間内に終わらせたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

それでは、次第に従って2の議事に入ります。(1)の新宿区障害者自立支援協議会・障害者差別解消支援地域協議会について、事務局からの説明を頂いてよろしいでしょうか。

○事務局(中野) お手元の資料1から資料4をご覧ください。今年度も引き続き、資料1

の要綱に基づいて、資料2の運営体制で協議を進めていくということで、昨年度と一緒なのですが、年度の始めということでお示しさせていただいております。資料3は令和4年度の活動報告で、3月に開催した協議会でお示したものとほぼ変わりがないので、説明は省略いたします。資料4のスケジュールについては、年3回の協議会の開催を基本としているというところで、ここにプラスして入っていくという形になるかと思えます。引き続きということなので、細かい説明は省略させていただきます。特に質問があればお受けしますが、改めての確認ということで御了承いただければと思います。以上です。

○友利副会長 皆様には、この次第の①概要・運営体制ということで、毎年見ていらっしゃる方もいるかとは存じますが、資料1が推進協議会の要綱になっております。この要綱に従って、委員、役員を選出をして、地域の課題を抽出するというところで運営されているわけです。この概要・運営体制というのが、資料2のカラーの図式です。これを見ると、自立支援協議会と同一で、障害者差別解消支援地域協議会というのがこの会の責務になって、同一会議体になっています。

今はその下にある全体会ということで、この会議になっており、その下に専門部会があります。それぞれ全体会と専門部会の開催の前には運営会議を、任意の皆様、参加できる方と役員とでお話をして、何をしていくかを決めているという体制でおります。事務局の方たちに、この調整等をしていただいております。

右のほうに障害者施策推進協議会とあり、その下に「連携」と赤く太くなっておりますが、障害者自立支援ネットワークということで地域支援拠点連絡会、相談支援事業所連絡会等の中で、いろいろと個別の活動をして、ここと連携をしています。そして、右下のほうに障害者支援に関わる関係機関というのがあります。地域での課題の抽出ですから、いろいろな関係機関と連携しながら、先ほど三浦会長がおっしゃったように、机の下にあったものを表舞台に出して、みんなで変えていくような課題の抽出をいつも考えているという感じです。その裏面は専門部会の開催の流れです。これは後で御覧ください。

まず①について、何か御質問や御意見等があればと思いますが、よろしいでしょうか。何かありますか。全体に要綱や運営体制についてです。

なければ②の令和4年度の活動報告です。これも先ほど中野さんからありましたように、前年度の最後の会議のときに、ほぼこれと同じことが御報告されております。資料3の1.自立支援協議会・運営会議の開催状況、これだけ開催されているということです。その裏面で、昨年あった4つの専門部会の活動内容が書かれています。これについて、前回の全体会では言えなかったけれどもという御質問や御意見等が何かあれば、是非ともと思いますが、よろしいですか。

次に、③の令和5年度のスケジュールとして、このようなタイムテーブルになっています。現在5月15日ということで、今日協議会があるということです。大体年間3回の全体会を予定しており、10月と3月というようになっております。そのほかに専門部会が3つありますので、これに対して運営会議も含めて活動していくということです。それから、

今年も自立支援協議会ならではのセミナーを是非やりたいということで、役員に一任していただき、今、中身を考えているところです。これに関してはいかがでしょうか。これについて何もなければ、次に移らせていただければよろしいでしょうか。

それでは、(2)新宿区障害者自立支援ネットワークについて、先ほどの図式の中にも出てきましたけれども、これについては非常に複雑にいろいろな活動が行われておりますので、支援係長からの御説明を頂きたいと存じます。

○支援係長 支援係長の松澤から、自立支援ネットワークの御報告をさせていただきます。机上配布した資料5の差し替えの資料を御覧いただきながら御報告させていただきますので、御用意のほどお願いいたします。

令和4年度に行った障害者自立支援ネットワークは、大きく3つの取組というか柱で実施してきました。分野別会議の実施、研修会の実施、スーパーバイザーの派遣という項目です。まず、令和4年度の全体的な回数のお話でいきますと、資料の一番右側にあるとおり、それぞれの会議や研修会は、コロナ禍であってもオンラインや徐々に対面での開催が実現しまして、令和3年度に比べてかなり実施できたものということで御報告させていただきます。

令和4年度で特徴があるというか、令和3年度と異なる点について、幾つか御説明をさせていただきます。まず地域支援拠点連絡会、分野別会議の実施の一番上の連絡会の所です。こちらには、基幹相談支援センター、地域生活拠点の3か所の事業所がありますが、その中で、意見交換や地域の支援者の場ということで、令和4年度に初めて立ち上がった連絡会です。こちらは年に3回開催しており、それぞれ支援拠点ということで事業所から上がったモニタリングの内容の検証をして、そのアドバイスを区内の事業所のほうにフィードバックするという取組を実施してきました。

分野別会議の4つ目は、身体・知的相談員連絡会です。コロナ禍で実際にはずっと実施できていなかったのですが、令和4年11月に、久しぶりに再開できました。

それから研修会の実施の3つ目、障害者虐待防止・権利擁護研修の所です。こちらも令和4年度に初めて実施しました。こちらの研修は全ての事業所に、国のほうから虐待防止の取組を行って研修を受けるようにということで、そういったことに基づいて実施したものです。こちらは、対象者をかなり広げまして、居宅介護の事業所なども含めて、こちらに記載のとおり当時45名で実施しまして、また、オンラインでアーカイブ配信をして、当日の研修の日以外の方も研修の内容が分かるようにという形で実施したものです。

最後に、スーパーバイザーの派遣です。専門的知識を持った職員や専門家が各事業所に赴き、ケース検討や事例検討会への派遣を行ってきまして、年5回開催したものです。

それから、令和5年度のスケジュールも兼ねてですけれども、研修会の実施の項目の一番上の所に、職員相互研修というのがあります。こちらは、研修の中で唯一、コロナ禍で実施できなかったものですが、令和5年度に関しては、今のところ準備を進めて開催する予定です。雑駁ではありますが、私からの報告は以上です。

○友利副会長 今年は相互研修が復活するという事で、事業所等の職員がとても楽しみにしております。各障害を超えた形での研修ができるので、そういう中で連携がすごく深まるという経緯が今までにありましたから、楽しみにしております。ありがとうございます。これについて何か御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。なければ次に移らせていただきます。よろしいでしょうか。

それでは(3)にいきます。令和4年度障害者差別解消法の推進に係る国の取組について、資料6の追加の資料もありますけれども、事務局から説明していただけますか。

○事務局(中野) 資料6の差別解消の推進に係る区取組についてです。こちら3月の協議会の時点とほぼ変更がありませんので、御覧になっていただくという形を取らせていただければと思います。また、本日お配りした参考資料が、障害者差別解消法の改正の概要と、その裏面が、それに伴う国の基本的指針の概要となっております。これについても、何度か御報告をさせていただいておりますが、令和6年4月1日施行ということが決まっております。それに向けて、また区のほうの準備で皆様に御相談することもあるかと思いますが、よろしく申し上げます。以上です。

○友利副会長 特に前回の御報告と内容がそれほど変わらないということなのですが、これについて何か御質問や御意見がおありになります方はいらっしゃいますか。

○三浦会長 いろいろな部会とかでいろいろ話をしていくと、私たちのインナーだけの相互理解はもちろん大切だし必須なのですが、アウトナーに対しては、外側に向けてはどう誰が働き掛けるのかというソーシャルアクションというのが、区としてはどうなのでしょう。若しくは、それはどこが所管するのかみたいな感じ、例えば商店街がまるまる何かの理解を深めるとか工夫をしようとかを含めて、区の施策として。

○福祉推進係長 障害者福祉課福祉推進係長です。差別解消法ができた年には、特に飲食店やそういった事業者に向けた周知ということで、区のほうで、飲食店が集まる会合があるので、そういった所で周知を図ってきたところです。今回、差別解消法の改正で、来年の4月1日から事業者も努力義務から義務化をということで合理的配慮が推進されますので、そういったところ、国もそれに向けていろいろ具体化したいような内容が今後出てくるとはと思いますので、その都度そういったようなものを踏まえながら、準備を図っていきたくて考えております。

○三浦会長 是非頑張ってください。よろしく申し上げます。

○友利副会長 ありがとうございます。ほかに何かありますか。なければ次に移ります。

次は(4)地域活動支援センター検討部会まとめの報告です。これも前回の最後の全体会と少しかぶるところがあるかとは存じますが、これは令和2年から3年間にわたり地域活動支援センターの専門部会の部会長をさせていただいた私から御説明いたします。資料7をお手元にお出してください。

地域活動支援センターというのはなかなか耳慣れない言葉かもしれませんが、平成18年に自立支援法が施行されたときに、国の障害福祉サービスと、それから、地域での自治

体の裁量的な経費で行う地域生活支援事業というのと、2本立てみたいな形で法改正されたのですが、その中の地域活動支援事業というもののの中に地域活動支援センターというのがあります。これは自由な形、いろいろとくくりはありますが、自由な形でいろいろなことができる、障害をお持ちの方たちや、広く一般の方にも使っていただけるという作りになっています。その当時、精神障害をお持ちの方に特化した施設が4か所、平成18年の1か所から、これは国からすぐに開くようにということで、Ⅰ型というのとⅡ型、Ⅲ型と人員の数によって違うのですが、あとⅢ型が4つできました。4つできて5つあったのですが、平成25年には1つ閉所になりました。1つ閉所になった理由の大きなことは、経営が赤字なのです。これが非常に大きく、福祉サービスという、皆さんもよくお聞きになったことがあると思いますが、就労継続支援や就労移行支援、そういう国の報酬によって運営されるものに付随した形で地域活動支援センターが作られたのですが、補助を頂く形で何とか経営していたものが、とても補助だけでは賄えないという形で、1か所はやめました。今も4か所が活動しております。

これを立ち上げた1つの大きな理由は、このずっと赤字続きの経営を何とかしたいということです。地域活動支援センターを有効に活用するための性格というのが、とても地域の一般の方々に有効なものですから、これを継続していくためには、この赤字の経営体制を何とかしたいというのがまず発端だったのですが、話し合っていく中で、今は精神だけなのですが、23区内には知的も身体もこの地域活動支援センターの存在があり、新宿区にはないのです。

ほかの障害の皆様いろいろな御家族や当事者のお話を伺っていくと、やはり作業に通って仕事をする、生活介護やそういう福祉サービスを使った後に、生涯学習の観点や好きな趣味を行うとか、それから、ふだんは味わえない就労の観点と言いますか、そういう意味で関わりたいとか稼ぎたいとか、いろいろな思いがあるということに気付かされました。

ということで、現在は4所が経営を苦しいながらもやっていますが、最終的には2本の柱で、このような課題がありますと新宿区にはお伝えしたいということで、この報告書をまとめてあります。ほかの身体障害をお持ちの方、知的障害をお持ちの方、その重複の方、いろいろな方がいらっしゃいますが、その方たちが一般に集えるような地域活動支援センターを是非作ってやっていきたいという地域課題を抽出いたしました。

今現在、障害者福祉センターで音楽セラピーですとかピアノサロンとか実際に活動されて、これが地域活動支援センターの内容に非常に近いのです。ただ、残念なことに、この開かれているときに何かトラブルがあったときには、それを補える体制になっていないという心配事があります。私もこの間ピアノサロンに行ってきたのですが、いろいろな所でいろいろな場面で区の支援の方たちからも大変な困難事例と思われる方が、そこでは生き生きとここにことピアノを聞いて、いろいろお手伝いをされているという、そういう方がたくさんいらっしゃったのです。高田馬場福祉作業所が終わって、ヘルパーさんとお父さんお母さんが帰るまで歩いていた人も、歩くのが嫌だと言ってピアノサロンへ来て楽しん

でいたりとか、そういうニーズを私たちは何か見て見ぬふりをしてきたなという、そんな思いがすごくあります。

ですから、インクルーシブとかいろいろ言われますが、皆さん、その障害をお持ちの方がごくごく普通に自然に思う発露と言いますか、やりたいこと、楽しいこと、そういうことをきちっと安全にやれるような場所として地域活動支援センター、だけではないかもしれないので「等」と付いているのですが、この場所を有効に作っていく、活用するための場所を作るということが大変意義のあることなのではないかと結論として至った次第です。知的障害の団体の皆様や、それから新宿区肢体不自由児者父母の会の会長からも、やはり、その生涯学習という点、預かってもらうだけではない観点、それでもってその方の人生を豊かにしたいということをおっしゃっていて、それが後ろに資料として付いているのですが、これを新宿区にもう少し分かりやすく形にして、お伝えしたいと思っている次第です。

長くなりましたが、これに関しては何か御質問や御意見、もっとこういうのも入れたほうがいいのかあれば、前回からもずっとお話ししていることはいるのですが、何かあれば御意見を頂戴したいと存じます。いかがでしょうか。

皆さんが地域活動支援センターって何と思うように、なかなか開かれた場所になっていないという、そういう実態もあるのです。ちょっと子育てに疲れたお母様お父様や、いろいろなことで困っている方がふっと立ち寄って、ちょっと相談して専門性のある方に大事な話を伺えるみたいな場所がありそうでないのです。ですから、そういう場所としても今後、今ここまで話を広げるかどうかはちょっと分からないのですが、また、それぞれ区役所の中でも担当所轄の所が違いますから、引きこもっている方とか、いろいろな所でいろいろな悩みをお持ちの方がオープンな場所に行けるということが少しずつできると、地域の皆様にとってはいい場所になるのではないかとということも考えているところです。

もし、御意見、御質問等がなければ次に移らせていただきますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは(5)に移ります。計画へ反映するための意見についてということで追加資料が出ていますが、事務局から国の動向や計画策定の流れ、この計画というのは障害福祉計画ですが、これについて御説明をお願いいたします。

○事務局(河原) それでは事務局のほうで御説明させていただきます。今年度は、令和6年度から令和8年度までの障害福祉計画と障害児福祉計画の策定の年になります。また、障害者計画、こちらは新宿区における障害者のための施策に関する基本的な計画ということになりますが、その見直しも併せて行うところです。こちらに関しては、事前配布した資料2を御覧いただくと、今年度は障害福祉計画と障害児福祉計画の策定の年度になっております。こちらに関しては、障害者施策推進協議会という所で障害者計画に関する事項を処理ということで、こちらのほうで協議を頂くことになっております。この計画策定に関して、自立支援協議会のほうから、例えばどういった分野、項目について重点的に検討するべきであるとか、御意見を頂くということになっております。そうして御意見を頂い

て、今年度、障害者施策推進協議会の専門部会、全体会とありますので、そちらのほうに意見書をお示しいただきます。それを踏まえながら検討を進めていくということになります。この計画については、パブリックコメントを実施しますので、また……頃に素案をもってパブリックコメントを実施しまして、来年の3月頃にかけて……予定ということになっております。大まかな流れとしては、そのような形になります。

それに関連した情報提供として、机上に配布している資料8-1と資料8-2を御覧ください。この障害福祉計画、障害児福祉計画を策定するに当たり、資料8-1が国の基本的な指針ということになります。市町村の計画も、こちらを踏まえてということになります。こちらはまだ案で、正式なものは5月中には示されるであろうということですが、4ページ目を御覧いただくと、活動指標の⑦相談支援体制の充実・強化等ということがあります。その中で、協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善という項目が、新規の内容として盛り込まれております。こちらについては、新宿区の実情も踏まえながら、どのように反映させていくのかなどを検討する予定です。参考資料としてお示しをしております。事務局からは以上です。

○友利副会長 文字が一杯ですが、今の新規の所、協議会における個別事例については去年はできなかったのです。コロナ禍でなかなかできないことも多かったのですが。今の事務局からの御報告等について何か御意見、御質問等あればお願いします。

○河村副会長 御説明ありがとうございます。総合支援法が改正になって、資料8-1の活動指標の⑦の最後の協議会におけるうんぬんという所は、この支援協議会のことなのだろうなと思っていました。今、御説明いただいて、個別事例の検討をこの協議会でやるのではなくて、新宿区は、先ほど御報告いただいた自立支援ネットワークでいろいろされていて、多分、個別の相談の検討などもされているので、そちらのほうでやっていくのだと。そういう見通しなのかなと思ったのですが、まだ何も決まっていなかったのかもしれませんが、その辺お分かりになる範囲で教えていただければと思います。

○事務局(河原) すみません、こういったところを踏まえながら、これから具体的に検討していくということです。

○三浦会長 今と同じところで、これは全部主語は区だと、私たちは区に読み替えるべきなので、区が自立支援協議会において個別事例を検討した結果を、区が把握した上で、区が地域サービスを開発・改善していくと私は読めてしまうのですが、別に協議会が区のサービス事項を直接探しているわけではないのですよね。なので、個別事例を私たち協議会として十分に検討しつつ、その検討結果を踏まえて区が施策作り、要するに、個別サービスの開発・改善に役に立つような施策作りをしていくという感じにも私は文章として読めたということです。私はそういう解釈です。

○福祉推進係長 福祉推進係長の小林です。法改正の中身としては、地域課題をこの自立支援協議会の中で検討するに当たり、そういった障害者個人の情報も法律の中では扱っているという話になって、個人情報がこの協議会の中で取り扱われるわけですが、そうしま

すと、委員の皆さんに守秘義務が課せられます。その守秘義務について、当然、罰則規定も法律上で設けられた上で協議を示していこうという内容の法改正になっております。

○三浦会長 ここ数年はやっていませんが、以前、更にもっと昔は、この協議会でも個別事例の検討を全体会、セミナー形式、部会形式でやったりしていたのですが、今後、またそういう個別事例の検討をしていくことが、協議会としては、この文章としては求められているということですし、それはコンプライアンスと表裏一体であるということですよ。

○福祉推進係長 そうです。具体的なそういった内容については、今後、検討していきます。

○三浦会長 検討していきましょう。

○福祉推進係長 はい。

○友利副会長 ありがとうございます。以前、個別支援会議を幾つか開いていた中では、いろいろな困難事例をみんなで共有できたということがありました。そうしますと、いろいろなことが表に出てきて、地域課題としては個別支援会議は有効かなと、私個人としては思ったのですが。守秘義務は当然ですが。ほかにありますか。

○今井委員 今井です。資料 8-1 の解釈のことをお伺いしたいのですが、2 ページの 3. 基本指針の見直しの主の事項の⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組の、社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設というのは、位置付け的にはどういうものを指しているのですか。

○友利副会長 これは、にも包括ですか。にも包括であれば、健康部のほうで。

○今井委員 にも包括よりももっと広い視点なのか。

○三浦会長 にも包括も含めてという感じです。

○今井委員 地活とかも入るのかどうかということが知りたいです。

○友利副会長 そうですね。いかがですか。

○高橋委員 保健予防課長の高橋です。今、おっしゃっていただいたとおり、資料 8-1 で言いますと、4 ページの 5. 活動指標の②に精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築という項目として見出しがされております。これには、精神障害をお持ちの方の地域での関係機関との連携というところは包括的な支援体制の構築という部分、精神障害をお持ちの方に対してのこういった体制の構築というところは、資料に記載があるとおりで。

○今井委員 2 ページの②に、にも包括のことに関しては触れているので、⑧に関しては、それ以上のものを想定しているのではないかと思うのです。自立支援協議会の中では、先ほどお話があったように、地活の事業に関しての充実をという意見がかなり出ていますので、その解釈によっては、入れ込むことができるような解釈をしているのであれば、その部分を活用しながら充実を図っていただければと思っております。

○友利副会長 精神障害をお持ちの方たちが、長期入院の方、社会に復帰できていない方がいるので、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムということで、にも包括にもどうかということが言われておりますが、基本的には、精神障害の方だけでなく、「地域

共生社会」という⑧に出てきたような形で、もっと広い意味で、どなたも包括的に支援していくということは、皆さんが根底にお持ちの、区もお持ちの概念ではないかと思えます。

○三浦会長 地域共生だから、そうすると、障害福祉領域だけではないと受け取るべきなので、そうすると、社会に向けたということの意味がここに含まれるということです。廣川さん、何か御意見はありますか。

○廣川委員 今、多問題を抱えた所のケアをどうするかというのは、国のベースではずっと議論になっていて、それは、知的・精神・身体の障害と、認知症があったり、引きこもりがあったりと、多問題を抱えている所をどう地域の中でケアしていくか、フォーマル、インフォーマル含めて、どういう相談支援体制を取っていくかという、縦横を縦断していくようなものの構築に向けているところなので、そこのところにつながっていく部分ではないかと思えます。

これの元になっていくのが、自立支援協議会の中での地域の困難事例の今までの集積の中で、その地域の困難事例を具体的に考えていこうとすると、この困難があると気が付いたのは、障害福祉施設の相談の所や、あるいは通所の施設であったりする場合がありますし、高齢の方の所に入っていたヘルパーさんが、いやいや、ヘルパーさんで入っている人だけではなくて、もっと大きな問題を抱えていると気が付いて、ケアマネにつながって、地域でどうしようかという話とか、今まで各分野で分断していたものを、統合的に相談していくために、どういう制度を作っていくかというのが、今の議論のポイントなので、その部分への布石ではないかと思えます。ですので、ここでの自立支援協議会の役割というのは、地域で抱えている多重問題を抱えた困難事例について、ネットワークで解決していく力が望まれてくるかと感じました。

○福祉推進係長 福祉推進係長の小林です。今、廣川委員がおっしゃったとおり、少し前に国のほうで地域包括ということで、「我が事・丸ごと」というテーマを掲げて、高齢も障害も併せて、地域の中で包括的にする支援体制を構築していこうという案が過去にあったかと思えますが、それを踏まえて、「地域共生社会」の実現に向けた取組ということを見出しにしたいです。具体的には、障害の特性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止めて、自ら対応又はつなぐ機能、他機関の共同の中核機能、継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援を行っていくなど、そういったような就労、居住、多様な社会参加に向けた支援、将来的に相談支援と一体的に行いましょうと。そして、ケアを支え合う関係性を広げて、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能、及び住民同士が出会い参加することのできる場や、居住の確保の機能を備えた支援。こういったように具体的に指標の中ではありませんので、今後、こういったような中身を検討していくことが必要になってくるかと思えます。

○友利副会長 今、係長がおっしゃったことに行き着くためにどういう道筋があるかということが非常に難しく、先ほどの困難事例などの支援会議していく中で、知り合っていて興味を持ってお互いやっていくことと、インフラのフォーマルな支援についても、インフォー

マルについても、もっと充実させなければいけないところはあるのかもしれませんが、それらをまた具体的に抽出していければとは思っております。ほかにはいかがですか。

それでは、先ほど言いかけてましたが、今度、計画に反映させるための意見のくくりの中で、地域における障害福祉の在り方を検討する部会というのを、昨年からやっております。これについて、部会長の今井さんから、御説明を頂けたらと存じます。

○今井委員 資料9になります。資料9は、後ほど三浦会長から説明を頂きますが、この間、地域福祉の在り方検討会の中では、本会で説明をしたように、当事者の声を聞くということに取り組んできております。一定程度の当事者の方々の声を聞いた中で、やはり障害者計画であったり障害者福祉計画に反映できるような、自立支援協議会から施策推進協議会へお示しできるような検討材料がそろい、それらをまとめたのが資料9です。資料9を見ながら、三浦会長から説明をお願いいたします。

○三浦会長 障害者計画は、新宿区でも何年かに一度作っているのですが、今までは、自立支援協議会としては、その障害者計画のある程度案ができてパブリックコメントを区民に募る辺りで、私たちもようやくそれを見て、パブリックコメントと同じような感じで、何かもうちょっとこの辺をこうしてみたらどうみたいな話を、文書を上げたりする様子があったのですが、いわゆる後手ですよねという感じがありました。私たちとしては、もう少し先手を打ちたいという思いがあって、正しく今年末にかけて障害者計画の案作りが新宿区で行われるということで、そこに影響する施策推進協議会のに、早めに何らかの協議会からの認識の提示をしようと、それを文書にして出そうということです。今月の終わりの専門部会までには何とか私たち協議会として文書を出したいと思っている次第です。ここまでの話は、前年度のこの協議会でも皆さんからの御了解を得た次第だと、私は記憶しております。

では、どう作っていくかということで、私たち自身、協議会は幾つかの部会がありますので、部会ごとに取りまとめをしていって、それを縦断的にお示しするような文書を作ろうということで、資料9はそのたたき台的なものの文書です。一応ラフコンテは私が書いたのですが、障害者福祉課で多少文言を工夫していただいたりしながら、ラフコンテなので、これをそのまま出すわけではないのですが、大体こんな感じです。ここに私たち協議会の名称と私の会長名で、施策推進協議会の会長宛てに文書を何とか送りたいという次第でございます。ざっと読んでいただいて、何か御発言等があれば、それも踏まえて、また確定稿を作っていきたいと思っておりますので、是非どうぞ。

当事者やその御家族からは、それぞれなりの御認識というか御要望とかも多数頂戴しているところですが、私自身悩むのは、フィルターをかけるのが難しいということです。挙げればきりがありませんが、ではどれを選んで、どれを削除するといっても、私が勝手にそれをしていいのかどうかと悩んでいます。その辺は追加資料的に、こういうような声もありますと言いながら、それをなるべくカテゴライズして、私たち協議会としての認識にうまく練り上げていけるのが、一番質のいい会長のマネジメントかと。私自身まだそこまでマネ

ジメントしきれてなくて、更に皆様から御発言とかも頂きながら、また確定稿に近いものを作っていただければいいかなと思っています。余り私たちの個人的な価値観とか見解だけを書くのではなくて、やはり地域課題をまず明確にして、それを踏まえてということが大切です。例えば、権利擁護の辺りとかも、差別解消に関しての幾つかの事例とかも当然私たち協議会で把握してきていますが、比較的把握しているケースは少ないですし、具体的に踏み込んで、施策としてこういう施策がいいのではないのということは、なかなか書きにくいという状況ではあります。

○石丸委員 三浦先生、御説明ありがとうございます。私も今日これを見たので、見て思ったところなのですが、3番の地域活動支援センターについての検討の中に2つ大きな柱があって、1つは現在の地域活動支援センターについて、2つ目が新規のというふうに区分けがされています。この新規の地活センターの検討の中に、いわゆるトワイライトステイなどの項目が入っているのですけれども、トワイライトステイ事業というのを、この地活という形でやるべきなのかという。

○三浦会長 先ほどの友利さんからの話を聞いて、ここは「等」ですね。

地活そのものを作れということではなくてということです。

○石丸委員 その形が実現すればいいという意味でいくと。

○三浦会長 そうです。地活であっても地活でなくても、こういうニーズに対して何か区として提供できるものがあればということをおっしゃるので。

○石丸委員 はい。広い御提案のほうが多分実現につながりやすいかと思いました。

○三浦会長 ほかはいかがでしょうか。何かありましたら、1週間以内ぐらいに事務局にお寄せいただければ、私のほうでそれをまた把握しまして、もう少し文章の練り直しをしていきたいと思いますが、最終的には、できれば私に御一任いただければと思っております。若しくは、ちょっと散逸しすぎるような文章のようでしたら、また改めて持ち回り閣議的に皆さんに文章をお示しするかもしれません。

○高橋委員 一意見として、2ページ目の4.支援者への“支援”というのが、文章の量としてほかの項目より大変少ないのですけれども、この部分は多分重要であると思います。

○三浦会長 量のところとかもそうなのですが、エビデンス、その根拠となるデータなり情報が、私たち協議会としては十分でないということがあるのです。例えば地域活動支援センター等の部分について言うと、事業所を招いてかなり話し合いもしてきたし、当事者さんのお声も聞いたというのもあるので、ある程度具体性を持った書き込みができたのですが、権利とか支援者支援というところが、まだまだ私たちにおいて足りているとは、思わないので、具体的に、施策的にこういうものが必要みたいなどころまではなかなかいないという状況です。なので、それは今年度以降、権利のところも支援者をどう支援していくかということも、部会とかいろいろな場面場面で、協議会として検討なり地域課題の抽出にまずは当たりたいと思っている次第です。

○高橋委員 ありがとうございます。

○三浦会長 ほかはいかがでしょうか。内藤さん、遠慮なくどうぞ。

○内藤委員 ちょっと全体的に分かりにくい文章で、もう少し分かりやすいほうが、読んでぱっと分かるほうがいいかなと思うのですね。例えば 4. 支援者への“支援”の内容、これをぱっと見て、何となくどういう内容なのかがイメージがつかないので、もう少し具体的に書いていただきたいなと思います。あと、2. 権利擁護の推進というところも、何かあるかもしれないという書き方だと、何を言いたいのがよく分からないのです。

○三浦会長 これも、高橋委員にお答えしたのと同じで、本人たちの話も聞いてないのに空想で書くなと言われてそれまでだということがあるということですね。

○内藤委員 このまま、こんな感じで出されるのですか。

○三浦会長 だから、それだったらむしろ逆に、私たちの中で準備不足、材料不足ということで削除するということが現実的かもしれない。

○内藤委員 そうですね。あと、権利擁護の部分については、権利というのは学んでいかなないと分からないのですよ、どなたもね。自然に身につくものではないので、権利を学ぶ機会みたいなのは必要かなと思います。

○三浦会長 学ぶ、はい。

○内藤委員 以上です。

○三浦会長 ほかはいかがでしょう。では、もうちょっと練ってみますので、もし何かありましたら、1 週間以内ぐらいに事務局宛てにお寄せいただければと思います。以上です。

○友利副会長 ありがとうございます。これについてはまた練り直して、今頂いた御意見を加えていきたいと思っていますところです。

年度始めに当たって、今回はこの地域の課題を出す在り方部会と災害部会と権利擁護部会、この3つ活動が始まります。これに関しまして、今の在り方部会に関しては、もうスケジュールが、この施策推進協議会に向けてこのように大分お話をさせていただいたのですが、全体会の3月でも皆様にはお示ししていたかとは存じますが、あとの2つの部会の部会長から、簡単に今年度の活動の内容をお願いします。その後セミナーも出てきますが、これに関しても権利擁護のカテゴリーでというお話もずっとしてきているところで、今日変更になった点もありましたので、最初に災害部会の河村先生のほうから。

○河村副会長 部会を令和4年度に立ち上げて令和5年度の末までに、何らかのまとめを行うという方針でやっているところです。新宿区での災害時対応についても、区でされたアンケートの結果などもちょっと含まれていましたけれども、現に進めている災害時を見据えた対策の中で、特に当事者の視点から見てどんな課題があるかということ、2年目の本年度の中で、出していくという作業をしていきたいと思っています。

災害支援については地域、自治会等で、住民が中心になって、その準備をしておられると思います。まずは御所窪委員の地区では、どんなふうに住民同士で、障害のある人や高齢者等、避難のときにいろいろ困難を来す方たちも住民も含めての対応を具体的にされているかをお話いただく機会を、事務局を通じてお願いすることにはなっています。

○三浦会長 まず地域の現状を知ろうということですね、それは。

○河村副会長 はい、そうです。

○友利副会長 早田先生からも簡単に今年度について。

○早田委員 権利擁護検討部会では、こちらも余り聞けていないのですけれども、自立支援ネットワークのほうで、いろいろな各種の研修をやっていることもあって、ただ、これとまたちょっと違った視点のものもなるべく開きたい。もう一回改めて見ると、一番下の所の支援者同士の困り事の共有とか支援技術の向上ということもあって、全体的に、皆さん支援の方向けのいろいろな研修が多い、充実している。ですので、支援される側、当事者本人の立場から、何度か話に出てきている、権利侵害があったのかどうか、あるいは、権利擁護を求めている場面を、アピールしていいところなのかを、本人の立場から、あるいは本人と一緒にいる、横にいる支援者の立場から発見してアピールしていけるようなことを促すような、先ほど話も出ました権利について学ぶということで、そういう観点のものからもできたらいいのかなとは思っています。ただ、本人の立場で学ぶというと、多分、分かりやすくということが一番になってくると思いますし、かといって、何が何でもすぐに何とかしろと言って喧嘩腰になっても解決はしないから、どういうところを求めてとか、そういうところを考えていきたいと思っています。日程についてもなかなか具体化していませんけど、そうですね、早目に、今年度中にはやるということで、夏以降、秋にはやらなくてはいけないとは思っています。そこは部会でまとめていきたいと思っています。今のところはこんなところですよ。

○友利副会長 すみません、急に振って、ありがとうございます。今年度はそんな形で進められていくということで、ありがとうございます。

では、(6)の障害者自立支援協議会セミナーについてですが、これも今確認して、皆様には大分御意見を頂いていて、今年何とか実現に向けてということです。今ある中身としては、支援者としての自己覚知、それから弁護士の方が持っている具体的な案件、あと日常的なインシデント。これで、権利侵害あるいはこういうことが起きているのではないか、セッションなども参考して例を挙げていくということです。先ほど内藤委員からもありましたが、勉強しないと権利擁護というのが分からないというのは、全くそのとおりで、解釈の仕方も皆それぞれなので、その辺りも深めていけたらと考えているところです。これについて、会長、何かありますか。

○三浦会長 そうですね、運営会議や部会等ずっとセミナーの話はしてきて、今、早田先生と私とでその辺りを話し合ったり、お示しをし合ったりしています。支援というと、ちょっと支援の意味が、私たちのそれぞれの中で同じことを意味するかどうか分からないので、「治療」と言ってしまうんですけど、薬を変えるときも、例えば薬による副作用があるかもしれない、薬を飲むと嘔吐するかもしれない、でも、こちらはその良いほうの作用を期待して処方するわけですけど、それを、ちゃんと副作用も含めて説明しているかどうか。あとは、血液検査すると高脂血症になっている、そして、ちょっと標準体重よりも

多くなっている方に対しては、「運動しましょう」とかと言うけれども、本人自身は運動しないで、家の中で何かしていれば楽しかったりするわけですよね。翻って、そういう医学的正解を言えば、別に私は間違ったこと言っていないかもしれないし、結果的には私は取るかもしれないけど、本人自身が主体的に自分で考えて、自分の可能性を狭めないで、自分についての処置、処遇を受け入れるかどうかというところは、また別な部分もあるわけです。

精神科の病院でも、昔から、そして最近もそうですけど、入院患者さんに対して著しい不利益を与えたという報道がありましたよね。もちろん殴ったりは、それは言語道断ですけど、私が思うのは、その手前側で小さい権利侵害とか、若しくは、もっと権利を積極的に守らなければいけないのに、それよりは周りが思う判断で何を決めてしまったとか、そういうことの小さいことの積み重ねが、だんだん、いいんだ、いいんだみたいに、こちら側のやる側の拡大解釈みたいになってしまって、そして、それが最終的には本当に刑事罰にも相当するようなことにも結びついてしまうということが1つ。あともう1つは、そこでやはり働いている勤労者さんも疲弊している状況があって、いい意味で、世の中でコンプライアンスが大切というふうに言われてきていて、やるべきことはしっかりやらなくてはいけないというふうに、支援者さん自身は当然思っているけど、それがまた支援者さんの疲弊を招くと、やはり実際の場面で感情が出やすいとか、自己判断で勝手に動いてしまうとかという、そういう支援者さんのムーブメントを作ってしまうかもしれない。そういう意味で言うと、その2つは実はとても根底の部分では共通する部分があるのです。

なので、せっかくこの自立支援協議会には弁護士さんと医者がいるので、その辺りをセミナーとして一回明確にしてみたいと思っている次第です。

○友利副会長 ありがとうございます。これに関しては、特に何か追加で御意見などがあれば、いつでも、今日に限らずお受けしたいと思っておりますので、皆様も御検討ください。

では、3番の意見交換です。委員の皆様、本当にいろいろな分野の専門家の方にお集まりいただいて、この会が形作られているのですが、せっかくなので、最後にその方の専門分野に関しての御意見を伺うことで、とても良いお話をいつも頂けているのですけれども。向こう1年間ぐらいの3回で全部網羅できるか、ちょっと自信がありませんが、今日は新宿養護学校の校長でいらっしゃる門脇先生に、皆さんより少し多めに、日頃の支援とか、いろいろ雑観もおありだとは思いますが、その話をしていただいて、それから、皆様に意見交換として今の活動やら日常のことを教えていただけたらと思っていますので、よろしくお願いたします。では門脇先生、お願いします。

○門脇委員 新宿養護学校の校長の門脇でございます。この場でお話するのに、2週間前ぐらいから何を話そうかなあと考えていたのですが、余り堅い話をして、まず、私の立場が学校の校長ですので、この辺のところで御理解いただいたほうがいいのかと。

この会に参加することで、私もちょっと意識を変えることができました。なぜかと言うと、まず今いる所が西新宿地域なので、そこに学校があって、そして、この会に出て

防災に関することについてもう少し勉強したいなと思ってから入りました。だから、その地域の避難拠点となっている所、第一次避難所となる西新宿小学校の避難拠点連絡会ですか、そこに参加するとき少し意識が変わってきました。なぜかと言うと、うちの職員に「ここは福祉避難所にもなるんだよ」と職員会議で言ったときに、皆から「えーっ」という声が上がりました。「私たちに、今、抱えている子供たち以外に地域の障害のある方が来たときに、どうすればいいのですか」と。このどよめきは恐らく避難拠点の連絡会でも同じなのかなと思って、そこからまず変えていかなければいけないのかなと。

案の定、この4月に入ってから第1回目の協議会がありましたので、協議会の中でしばらくずっと黙って話を聞いていたのですが、大方の方が「3.11のときのことを考えたら、高層のマンションから人がわーっと道路に溢れんばかりに出てきて、この地域の中で、その人たちをさばいて、そして避難所に誘導するなんて無理だよ」と。だから、その中で大方の話だったのが、「私たちの活動は、例年のおりの避難訓練、消火訓練、炊出し訓練、こうでいいのではないか。それ以外のことはできないよ」と。うーん、そうなんだと。私が「すみません、皆さんの所で第一避難所をどうするのかということ、それはお決めになるのはいいのですが、皆さんの所で、ここで私も含めて第二避難所をいつ開くのですか。それを決めてくれないと、私は動けないのです」と、「目の前に、自動ドアの所に障害をもった方が「すみません、入れてください」と来たのを断るといっわけにはいかないんですよ」と言ったら、まず驚いたのは「えっ、福祉避難所って何ですか」と。「福祉避難所に人が来るって、えっ、じゃあ福祉避難所の開設はどこで決めるのですか」と。「皆さんです」と言ったときに、驚かれました。ああ、ここからなのか、自分の足元の所から、私は校長として職員、それから校長として地域の皆さんたちに、これを知らせていかなければいけないのだなと。だから、この会に出ることによって、自分の立ち位置をもう一度確認できたのと、ここへ来たら自分が何をいつまでにするかというのを持ち帰ってこなければいけないのだなと思えるようになりました。

また、今日お話を聞いていて、はっと思ったのですが、この資料8-1の障害者の総合的支援に関する法律が変わるのですね。令和6年からですか。公布されたとして、これはどのようにして広がっていくのだろうか。公布しましたと言って、大々的にニュースで紹介されるのかな。ないでしょうね。

なぜこんなことを言うかと言うと、話はちょっと遠回しに言いますけれども、今年も職員が変わりました。今、私の頭の半分が、4月からスタートした職員、正規職員32名、もろもろ職員を合わせると約60名近くの大人が働いています、これを新体制の中でどう取りまとめて、この令和5年を乗り切るかなと。そういう中で、運営会議の中でもお話をしましたけれども、コロナ禍の中で子どもたちに少しでも輝きをとというようなことで、外に出して校外学習に連れて行きたいのです。やりました。若い女性の教員が「校長先生」と泣きながら私の所に来ました。国立博物館に行きたいのですけれども、国立博物館の方に連絡をすると毎回言われることが「何で痰の吸引をする必要があるのですか。そんなこ

とをするのは外でやってください」と。皆さん、国立博物館へ行ったことはありますよね。私は、恐らく日本の中では国の博物館としては第一線に立っている所であり、そして多くの方々が来られる所なので、多様な方たちが来て、そして日本が誇る博物館だと思っています。でも、そこで断られるのですか。そうなのです。「何でそんな所で吸引するのですか。えっ、痰ですか。汚いですよね」と。「そこまで言われるの。じゃあ、私がそこに行って少し話をしてこようか」、「いや、もう一回チャレンジしてみます」と。人が代わって男性の方が出たら、「ああ、いいですよ。いつものとおり2階のスペースの所は空いていますから、そこを使ってください。必要ならば4階には救護室もありますからお使いください」と。1つの組織なのに、まして国営の施設なのに、人によって対応が違うのですか。組織というのはそうではないよね。

だから、今、私の頭の中に、新しく32名プラスもろもろの職員もいろいろ変わっています、それを同じような感覚にもって、そして子供たちを教育していく、そういう施設にしなければいけない、そういう組織にしなければいけないと。ちなみに、その若い女性の教員は、32名しかいませんから分かってしまうのですけれども、今年ようやく2年目を迎えます。そして今年1年目を迎えるのは9名、32名中9名が新しく入ってきた教員です。普通の小学校で産休育休代替教員をしていた経験があり、5名来ました。その5名は新規採用者です。初々しいものです。9名中の4名はほかの小学校から、新宿以外の小学校から、あっ、新宿からも1人いました。市部からも来ました。その9名も含めて1年目、2年目、3年目、4年目、新宿養護学校で教員になった先生が、今6年目までを含めると、32名中19名います。新宿養護学校で教員になったのです。それから、ベテラン組はほとんど今はもうどんどん外へ出て行ってしまいます。6年しかいられないものですから。中には、3年たったら「校長先生、やっぱり小学校に行きたい」、「中学校に行きたい」、「私は知的の学校に行きたい」と。それぞれみんな希望が出ています。恐らく、どの会社でも、どの組織でもあることだと思います。

今年入った1年目の先生も、また遠足関係を外部と交渉します。また同じようなことが起きるのかな。だから、ここに出て私は思うのですが、せっかくなら、この法律が変わりますよというのを、やはり私は私の立場でもって広げてみたい。広げなければ恐らく学ぶこともないですよね。先ほどの権利について学ぶ。ぶつかっていかないと学ぶことがない。だったら私のほうから発信することは何だろう。保護者も恐らくまだ知らないでしょう。いや、知っていたとしても、それが自分の子供については分かるかもしれないけれども、子供の将来だとか、多く広く自分と同じような立場の人たちにどう影響があるかということころまでは考えられないだろうなと思うと、学校の行う立場というのは、周知しながら一緒に学んでいく姿なのかなと。

私はよく職員に言います。「保護者に寄り添うという言葉があるけれど、寄り添うのとおもねるのは違うよ。寄り添うならば、その先をどうするのかを一緒に考えながら、考えるだけではなくて、実際にこうですよというように伝えるものを私たちが持たないと、

説得力がないよね」と。今、喉から手が出るのが、今日も始めから話を聞いていて、わーっと飛び交う言葉がすごく専門的に感じるのです、だけど、それがよく理解できて、落ちてきて、そしてそれをもっと噛み砕いて、私たちが外に発信する力を持ったならば、恐らく新宿区の教育と福祉が一緒になるような動きを作れるのではないかなと。そういうように今思っています。

何を隠そう、私は特別支援学校出身ではないのです。もともとは普通の中学校の社会科の教員でした。そしてこういう道に進んでいく中で、途中で教育行政にも行きました。小学校にも行きました。小学校になると、もっと地域、濃いんですよね。小学校の校長をしていましたから、お祭りのごともうしょっちゅうです。町内会もしょっちゅうです。8つの町内会に毎回出なければなりませんでした。だからこそ、地元に着して地域の人とつながっていくからこそ、発信できるものはあるのだろうな。今、私は新宿養護学校にいますから、地域は西新宿4丁目地域ですが、子供たちは新宿区全域から通ってきます。それから、私の友達の中野特別支援学校であったり、永福学園であったり、また杉並の済美養護学校であったり、お友達がたくさんそこにいるわけですから、そことつながりながらこのことを広げていく、発信していく。

例えば、今日、教員に何と言ったかと言うと「今日、自立支援協議会という所に行ってくるんだ。だから午後はいないよ」と。職員が「何だろう」と言うから分かりやすく言いました。「区長に提言できる所らしいよ」と言ったら、「そうなんだ。校長先生、頑張ってください」と。それでもいいのです。でも、そこで何をしたかというのを職員に私は返してあげたいのです。だから、私にも分かるように、どこかで解説をしてください。さっきからこれを見ていると、もう資料の提示の仕方も字がたくさん書いてあるものだから、目で追っていくのに精いっぱいだったのです。もしよかったら、事務局は大変だと思うのですけれども、ぱっと出しながら、みんなが見えるような形で提示していただければ、一生懸命こう探しているよりは、なるほどねと、皆さんの顔を見ながら意見交換ができるようになるのではないかなと。そのようにに思いました。

最後になりますけれども、世上ではコロナが収まってきていると言っていますが、私たち肢体不自由教育の教員、又は肢体不自由の学校からすると、まだまだなのです。私は新宿区内の中学校の校長さんの会にも出ます。東京都の都立特別支援学校の中でも、肢体不自由部会の校長会に出ます。関東甲信越、又は全国の肢体不自由の校長会にも出ます。でも、そこでみんな共通していることは、知的だとかほかの障害の所が「マスク外そうね」とか、そう言ったとしても、「私たちの所はまだだね」と。ただ、5月8日で5類に変わってしまった。「でも、変わった後もマスクをしていきましょう」と保護者に話をしたり、周囲の方にお話をしたり、学校に来る人に御理解いただくというのは、何かそれなりの根拠がないと言えないよね。まだまだ私たちの闘いは続くんだなと思っています。

最後にといいながら言いますが、コロナ禍前に戻そうという言葉は今使っていません。職員の前では、「新しく組み替えよう、前のおりにはもう戻らないのだから、新しいも

のに作り変えよう」、こういうふうには言い始めています。こんなことでよろしいですか。
○友利副会長 ありがとうございます。運営会議に出席していただく中で、先ほどの国立博物館のお話ですとか、とても心に染みることがいっぱいありまして、今日はスタートのところを門脇先生にお願いしたのですけれども、ありがとうございます。

ということで、最後はいつもどおり、事務局、区の職員の皆さまも代わった方がたくさんいらっしゃいますので、お名前と御所属、今一番頭にあるようなことを一言、二言言っていただけたら、大変有り難いです。片岡委員からよろしくお願ひいたします。

○片岡委員 勤労者・仕事支援センターの片岡と申します。また1年間、よろしくお願ひします。

最近のセンターの障害者就労の状況をお伝えさせていただきます。ちょうど今、昨年度の実績を整理していて、新規の就職者数は、昨年度1年間で50名でした。その前の令和3年度が38名だったので、12名ほど増えた状況でした。また、新規の登録者の方も、前年と比べて12名ほど増えた状況でした。あと、新規でうちの事業に登録に来られた方の内訳を少し見てみたところ、平成30年度から始まった就労定着支援事業所から移管で来た方が、全体のうちの12%、令和3年度が5%だったのですが、令和4年度が12%、2倍以上に増えていたので、今後のその動向がどうなるのかというところを見極めていきたいと思っています。

実際の利用者の方ですが、うちのほうに「たまり場事業」といって、知的の方向けと精神・身体の方の方向けの2つに分けて、いろいろなイベントをやっているのですが、昨年度から感染対策をしながらウォーキング、外に行く、外で歩くという部分を再開しました。特に知的の障害者の方本人だったり御家族の方からも、皆さんと一緒にどこかへ出掛けたいという要望が以前からあって、なかなかコロナで行けなかったのですが、昨年度の後半ぐらいから徐々に、感染対策のために人数も制限しながら再開をしました。今年度も今月の下旬に、ここから広場から四谷3丁目の消防資料館のほうに往復する予定で募集を開始したら、あっという間に定員以上の申込みがあったぐらいですので、コロナでオンラインでつながることはありましたが、やはり職員と直接会いたい、ほかの利用者の方と交流したいという声が非常に強いということは痛感できました。ですので、今年度は徐々に、これまでのオンラインのシステムを活用しながら、対面での事業も再開しつつやっていければと考えているところです。以上です。

○早田委員 弁護士の早田です。通常、私は弁護士として、弁護士会の委員会で障害者の権利擁護部会に所属して、そういう相談などもあったときは対応もしますが、最近は何も動きはないのかと思っています。

私から1点。法改正の関連で、幾つか法改正のチラシが配られていますが、その中で、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部改正、要は、障害者差別解消法の改正。何度か話は出てきていますが、差別解消法ができて、今回の改正で一番大きなポイントは、やはり、民間の事業者について合理的配慮が努力義務から義務に変わった、要は

法的義務に変わったというところだとは思いますが。

ただ、この点については、制定の当初から民間事業者の合理的配慮義務については努力義務だったのですが、東京都の条例で先に法的義務化をして、一応、東京都の中では、新宿区はもちろん法的な義務にはなっていた、ただ、それが更に条例から格上げされて、法律でもそれを認めたというところにはなっています。だから、条例で法的義務になったときの周知が、何か印象としては余り広がっていなかったところではあったので、この機会に改めて区でもその周知に努めていただきたいとは思っています。

罰則とか、そういう強制的なものはないのですが、でも法的におかしいと認められたのだということを、しっかりと説明して、皆さんに放置することはできないのだということ、一人一人の事業者の方とか、一般の市民の人たちに話していくしかないのだろう、地道な活動していくしかないのだろうとは思っています。そのときに、できたらやったほうがいいですという意味では、堂々とやらなくては駄目なのだと思います、説明する側から言うことで、向こうもやらなくてはいけないのかというように意識を変えていくことになるのではないかと。気の遠くなるような作業ではあると思うのですが、そのようにしていくのかとは思っています。

この法律は本当になかなか分かりにくいのですが、でも、来年4月1日から施行ということなので、まず私たちが本当に、せつかくこの協議会に出たのだったら、帰った後に隣の人に言うとか、そういう一つ一つのところで、多分それを一つ一つやっていくと、どんどん広がっていくと思うので、頑張りましょうというところではあります。私からは以上です。

○飯島委員 飯島と申します。人権擁護委員会のほうに入っています。区に対しても施策とか、そういった部分についてのお話は、いつも参加するときに聞かせていただいて、それについては、専門的なそれぞれの立場の人たちがお話をされているので、そうなのかという思いで聞いているということです。

実は人権擁護委員会の中に幾つかの研究会があり、今、私が所属しているのは、障害者の人権研究委員会という所で、少しずつ活動しているのですが、実はその中で今一番大きく話題になっているのが、いろいろな施設での障害者の虐待、これが意外と多いのだということ、今現在の委員長がお話をされて、今後の活動として、障害施設の施設長とか、あるいはそこに通わせている保護者の方とかとの懇談会をやっているのではないかとということで、今話が進んでいます。まだ実施はされていないのですが、細かくはお話できませんが、かなり皆さんが考えている以上に、他区ですがそういった事例を幾つか聞かされて、新宿区のこの資料の中にも虐待防止の研修をすとかと出ていましたので、少なくとも新宿区については、いろいろな施策をされているのかと思って、少し安堵しているところもあります。目に見えないところで、そうやって虐待を通じてのいろいろな思いをされている方々や家族に、私たちの立場でどういう支援ができるか、どういう共通理解を持てるかということが、今の1つの問題です。

私たちが地域住民側として考えて、一つ一つ細かいことを言うようですが、障害者の方

々の理解をという、言葉では簡単に言いますが、接触をさせていただくことが、私は一番いいのかと思っています。たまたま昨日、地元の中学校の体育館をお借りして、箕筒地区ですが、これは各地区にもあると思うのですが、私どもが入っている箕筒地区スポーツ・文化協議会という所があり、障害者の方々をお招きして、ボッチャ大会を実は午前中にやりました。車椅子の方々が何人も来られ、特別に分けてとかではなくて、本当にトーナメント形式で、その枠に入っていて、抽選どおりに普通の人と当たって、結果として、その障害の方々のチームがやはり優勝なのです。圧倒的に上手なのです。それを見た 100 人前後の小学生や高齢者の方も、みんな一般の参加がありましたが、私も参加しましたが、いやあ、すごいなという驚きで、投げる度に、体育館の中で万丈で拍手をする。その方たちが一般の方のチームと当たるわけですが、ちゃんと教えてくれているのです。それをまた一般の健常の人が聞いて教わってやって、また相手方のその方たちがやると、本当にピタッと止まるような、本当にびっくりしたのです。

最後にそういう方々といろいろなお話をさせていただいたのですが、そういうことの積み重ねが大事だということが総論で、いろいろな関わった人間たちから出てきたのです。これは第 2 回目なのですが、コロナで 2 年ばかり中止になってしまったこともあり、今後続けていく事業の 1 つにしていこうということで帰ってきたということです。くどいようですが、障害のある方と健常者の方が何か一緒にできるような、1 つの例として障害スポーツのことであったのですが、ほかの部分でもそういうことがあれば、積極的に関わりを持った活動をしていきたいと思っています。

○今井委員 今井です。先ほど誰かから話が出ている、地域共生社会に向けての活動について話をさせていただきます。今現在、私は、新宿区内社会福祉法人連絡会というのがあり、44 の社会福祉法人と事業所が組織している事業体なのですが、その中で、例えば地域ニーズにおける課題の解決に向けての取組などもやっています。フードパントリーとかは昨年度は 2 回実施しているのですが、130 世帯に、子育て世代の食に困っている方々に対して、食材を配布するというなどをやっています。昨今の物価高騰の情勢から言うと、130 世帯が 3 日で受付が終わってしまうぐらい、食に困っている方々、貧困層の方々が増えてきているのが現実的に分かってきました。あと、社福連の中では、社会福祉法人が、そういった法制度の中にある、制度のはざまである方々の支援をしていくということで、例えば福祉教育を総合学習の中でやっていくという取組なども、今年度、重点的にやっていこうという話が出ているのです。

先ほど門脇校長が話していたようなことが、実際に地域の中では起こっています。車椅子体験をするのに、車椅子の方が体験の内容を協議するのに、学校に行くわけですが。そうすると、学校には大体エレベーターとかが付いていないので、なかなか 2 階とか、入口にも階段があって入れないことが多いのですが、2 階の会議室に来てくださいと言われてしまったりとか。学校自体は何年も前から同じようなことをやっていたりするのですが、そういうところで、まだまだ障害の理解につながっていないということ、非常に感じる部

分があります。そういう総合学習の中で、そういった様々な障害の理解をしていくことによって、そういう考え方を変えていってもらって、環境を整えていくという仕組みづくりをしていくことの必要性を感じたりとか、学校は防災避難所になっているので、では避難所に車椅子の方が行けるかと言うと、その部分も行けないというのが現実的に分かってきたりとか、そういうところの視点を変えていくことが必要なのではないかと考えています。そのような活動をしています。以上です。

○内藤委員 親の会の会長をしています内藤です。私は知的障害者の相談員をやってまして、やはり高齢化のことで相談が増えてきております。とにかく丁寧に一人ずつ相談を受けながら、対応していくしかない、いろんな事業者と連携を取りながら対応しております。ただし、住まいの場に関しては、もう来年、再来年には弘方と中落合1丁目のグループホームができますので、多くの方に入っていただきたいと思って、また連携していろいろ話を伺いたいと思っています。

それから、生涯学習につきまして、地活の話もありましたけれども、私はやはりいろんな所に活動の拠点があったほうがいいかなと思って、それぞれできることをやっていただきたいと思っています。先ほど片岡さんのほうから散歩をするという話がありましたけれども、支援センターにも、地域活動拠点みたいな形で生涯学習などをもっともっていただきたいと期待しておりますので、お願いいたします。

あと、今日も門脇先生や飯島さんなどからお話をさせていただいたのですけれども、本当に自立支援協議会もいい会になったなと思っています。私が入った頃には、もうこの会は何を言っているのかなということを上げたぐらいだったので、三浦先生はじめ、友利さんとか今井さんとかの御尽力で本当にいい会になったと思います。ただ、これからはもっともって自立支援協議会の役割というのは大事になっていくと思いますので、皆でしっかり考えていきたいと思っています。私も少しだけでも力になっていければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○塩川委員 新宿区立障害者福祉センターの相談支援専門員の塩川です。よろしく申し上げます。先ほど地域活動支援センターのお話もありましたが、障害者センターでは今できることとして、火曜日の夕方に音楽セラピーを行ったり、そこに来ているボランティアさんの協力を得て、ピアノサロンという形でボランティアさんにピアノを弾いていただくというような活動をしています。ピアノサロンはとても人気で、今40人ぐらい毎回来客がありまして、音楽セラピーもピアノサロンもどちらももう満杯な、椅子がもうないような状況まできていて、なるべくお断りせずにお受けできればと思っています。

そんな中で思うこととしては、知的障害がある方、身体障害がある方、精神障害がある方、いろんな方が来ているのですけれども、皆さん本当にSNSとかも普及してきていて、本当に普通のライフを楽しみたいみたいなイメージがすごくあります。例えば、仕事中はやはりB型とかだとお話しないで一所懸命お仕事をし、休まずお仕事をするというのは皆さん頑張られていて、その後、友だちと御飯を食べに行きたいとか、飲みに行きた

いとか、お話がしたいなという普通のことを求めているなというのをよく思います。それがよく分かるのが、障害者センターの中にいると、休憩時間ですとかお昼休みというのがあるのですが、もう職員の前にズラッと並んでしまうぐらい皆お話がしたくて、少しでもお話をしたいというような感じで皆さん一斉に来られるのですね。ピアノサロンなどがあると、もうすごく一日中楽しみにして、お仕事を頑張ったら4時になるねというようなお話もしていて、すごく楽しみにされているなと思います。私など職員と話すよりも大学生とか一般の方が来てくれるともっと喜んでくれて、職員はどうしても上下関係になりやすく、なるべくフランクにお話するにはしていますけれども、やはり職員と利用者という立場を御本人たちはよく分かっているのです、本当に普通の一般の人とお話したいんだなと思います。

なので、地活という形ではなくても、普通の場所でも十分楽しめる方々も多いので、一所懸命お仕事をしたら何か楽しいことがあるというような、そういうモチベーションにつながるような場所がたくさんできるといいなと、日頃から思っております。ありがとうございます。

○廣川委員 シャロームみなみ風障害者支援施設の施設長の廣川といいます。よろしくお願ひします。先ほど門脇校長からあったのと同じように、やはり重身の利用者さん、肺はもう真白で半分しか使えないとか、通常の中酸素濃度が87とかいっている人がコロナになると、もうこれは命に関わるのは間違いないとっていて、この非常に高い緊張感というのと、だんだん周囲との折り合いがつきづらくなってきたなというのは感じているところです。うちは変わりなく緊張感を保ちながらいきますよということで、しばらくこのままいきたいと考えています。

皆さんにお話したいことが3点あります。1つが、昨日の夜10時からスタートしたテレビドラマ、NHK BSでやっている「家族だから愛したんじゃない、愛したのが家族だった」という、岸田奈美さんという人がSNSですごい話題になったというテレビドラマなのです。ベンチャー企業やっているお父さんが死んでしまって、お母さんが車椅子生活になってしまって、本人はその高校生の長女で、それに弟がダウン症、そして、もう生活が成り立たなくなって呼んだおばあちゃんにちょっと認知が入っているというような、それこそ多問題の家族のドラマでやっていくと。錦戸亮さんがお父さん役、錦戸亮さん既にお父さん役なのですが、その一番下の弟が通っている日中の作業所というのを、シャロームみなみ風のカフェで撮影をしました。それが出てくるのが第7話、第8話なので、6月の終わりから7月ぐらいにかけてだなと思うのですが、多問題のことを真っすぐ取り扱っていくドラマということで、非常に話題になっているものなので、昨日見損ねた方は17日に再放送があります。すごい面白かったです。17日の夜11時の再放送もあれで、NHKオンデマンドとかに入っていれば見られるかもしれないのですが、毎週日曜日の夜10時なので、是非シャロームみなみ風のカフェで働くダウン症の俳優さん、3名ほど来ていましたが、そんな様子も見ていただけたらいいなと思います。

2つ目のお知らせが、6月2日に、障害者支援者のための専門性研修という新宿区の事業で、シャロームみなみ風で三浦先生にうつ病についてのお話をさせていただきます。うつ病についてきちっと専門的な方から話を聞いたり、また、専門性研修だと質問等もできるので、自立支援協議会の方は参加ができるので、是非こちらに参加していただいて、先生のお話を聞いていただくとともに、何か具体的なことを質問していただけたらいいなというふうに思っております。6月2日5時半からです。どうぞよろしく申し上げます。

もう1つのお知らせは、アミーゴフェスティバルというのを毎年やっていたのですが、昨年はかなり小規模にしてやったのですが、今年は通常のやり方でやります。先ほどもありましたが地域の中で力を合わせてということで、新宿の社会福祉協議会榎町地域部会という所に私たちは属しているのですが、榎町地域部会の中で、高齢者の相談支援センターや児童館や高齢者のデイサービスや、それから地域の方々、民生委員の方や児童委員の方やボランティアの方と一緒にブースを作って、地域の中で何でもよろず相談したいなのできるようなところまで、この1年頑張ろうということで、そこと協力してやるということ。もう1つが、同じく地域、神楽坂にモルドバ共和国の大使館があって、そちらも全面協力ということで、今モルドバはウクライナからの難民を一番多く受け入れている、ウクライナと国境を接しているのはルーマニアとモルドバとロシアなので、70万人ほど難民が来ているという所の方たちも参加してくれるということで、地域のフォーマル、インフォーマルの所の力を皆で合わせて。もともと地域の中で地域の資源としての施設というのをどうしていくかということが課題だったのが、新型コロナで、やるぞと言ったところから棚上げになって3年過ぎましたので、ここでもう一回ちょっと見直してスタートしたいと思っております。私のほうからのお知らせは以上です。

○山崎委員 障害者生活支援センターの山崎です。精神障害の方を対象とさせていただいています。うちの施設は、自立訓練ということでサービスを提供させていただいていて、地域で一人暮らしを目指すということで支援させていただいております。

最近、お一人、退所されました。7年ぐらい入院されていた若い方だったのですが、やはり、すごく不安だったのです。関係者も、「不安だ、不安だ」と。不安と言っているけど、簡単に言うと仕方がない。やはり、やってみないとどういうふうな結果になるか分からないということで、慎重になりつつも退所させていただきました。

今日が退所してから初めての通所日だったのですが、御本人は本当に良い表情で、時間どおりにしっかり来られていました。やはり、やってみたらいい結果だったのだということと、やってみないと分からないということもあると思い、その辺りは、支援者としても考え方、不安のところに寄り添うのではなくて、やってみるといふところにもしっかり寄り添ってほしいというところでありました。

今後、近いうちに2、3名の方が退所を予定しています。この方々も、アパートを目指してやっているとところです。御家族からは、まずグループホームを選びたいというふうな声も頂いていたのですが、そこはしっかり話をさせていただきながら、一度、アパート等

も考えてほしいということで慎重にやっています。なので、何とかアパートでやってほしいという、私と周囲は希望を持ちながら支援をさせていただいています。

あと、昨年度、中学生の職場体験のお声を頂いておりましたが、実際にはほかの職場で調整が付いたということで、残念ながらお越しいただけませんでした。今後、障害者の方もこういう施設で取り組んでいることを知っていただきたいと思っており、今年、もし機会があれば積極的に受けていきたいと考えております。以上です。

○高橋委員 私は、こちらでは新宿区の行政相談員ということで、私も実際になるまでは全然知りませんでした。人口5万人に1人を置かなければいけないという法律の下であるということでした。中央、千代田、港、新宿の4区が1つの支部になっているようで、正直に言って何をしているのかよく分からないまま入ってしまいました。

ただ、実際に、弁護士相談などと同じくくりで、最初は区の別庁舎の個室のような所に入っていたので、これでは誰にも会えないということで、紹介してくださった方が社協さんに出向していた区の方だったので、「やりたくない、こんなの、嫌」と言って、本庁舎の1階のロビーに出していただく形になりました。それでも、行政相談員自体がそれほど知られていないということもあるし、私たちは広報活動的なことをいろいろな所でやりますが、相談そのものとしては、今、区の1階に居ますと、外人の方の相談がすごく多いです。障害に関わる相談は障害福祉課もありますし、そういう部門に関しては地区の担当などもきちんとしていますし、高齢者のことであれば高齢者総合相談センターのような形で御案内をするだけで、実際にこういう差別を受けたなどということは、私たちが直接聞くことは余りないです。

ただ、本庁舎のほうというか関東地区の事務所がやっちゃ場の近くにあるので、そこには電話相談など、コロナのときにはすごく苦情なども入りました。ただ、私たちは結局コロナで相談をお休みしていたので、個人に電話が来ることはめったにないですが、たまにあります。そういうときは、大体、精神の方から、電話番号が載っていて誰かに聞いてほしくてというような形で来たことがありました。ですから、正直に言って、行政相談員としてここに居ること自体が申し訳ないという思いはあります。

あと、私は個人的に民間の企業で障害者雇用で25年近く働きました。その間に、私は建築関係だったので、今は事業としては終わっていますが、社協さんのふれあい福祉相談員の専門相談というか、住宅介護やバリアフリー介護などに関する仕事を長年していた関係で、相談員仲間の在宅の先生や歯医者さんなどと、個人的な知り合い的な形で今でもお付き合いがあります。そういう形で会社に居たものですから、今は財団になっていますが、共用品推進機構という財団があり、そこにうちの企業が入っていたので、その関係で仕事の依頼があり、結構、企業の方たちの研修をやったりなど、社協さん関係で、小学校などの福祉教育の一環をお願いされることもあります。

ただ、コロナで2、3年動けなかったのですが、このところ9個入ってきたり、今でも企業さんの新人研修などで、障害に関して理解を深めてもらうというようなことをするの

ですけれども、正直、私自体も、普通の暮らしと言ったら語弊があるのですが、やはり、当たり前の暮らしを当たり前のようにする。ただ、そのためには、私は新宿に住んで実感しているのですが、ほかの区の方などから聞くと、やはり、それぞれ差があって、協議会もそれぞれ違うようですし、比べていいということではないのですが、そういう所に比べると、進み方としては、こういう所があって大事なのではないかと考えています。

今日、私は頭をかきながら、資料と一生懸命見比べていました。正直に言って、地域生活支援センター自体も、自分の中では腑に落ちていないと言ったら変なのですが、高齢者総合相談センターのような、私も一応、高齢者というか特定疾患ですから、介護保険も障害の施策も使って、365日、朝と夜は必ず3時間ずつのフォロー、それは企業さんというか訪問介護の事業所さんから、誰が欠けても困るので、必ずフォローしてもらおう形に入っています。そのほかは、いろいろな所で人と知り合うので、遊びに行きたいと言っていて来ているうちに、資格を取ってもいいというような感じで、事業者さんに登録してもらい、来られるときだけ来てもらう。それは、もともと介護の仕事ではないのだけれども、外出するときに一緒に行ってみたりなど、やってみたら意外とやれることがたくさんあることに気付いてくれたりして。そういう意味で、もっと一般の方に、どうしても福祉や介護という特別なことのような。

私がそうであったように、私は病気での中途障害ですから、ただ、ずっと病気をしながらなってきた障害なので、突然なつた方のように受容できないということではなく、当たり前の生活の中の病気と付き合っただけで障害とも付き合っていくとか、それが自分自身なので、余りそういうギャップはないのです。それも、見慣れていないこと、皆さんもそうだと思うのですが、地域で見慣れるとか、接し慣れることがすごく大事だと思うのです。そういう意味で、今後、考えておられるであろう地域活動支援センターという堅い名前じゃなくていいので、本当にどなたでも来られる、いろいろな問題をいろいろ。

ただ、昔と違っていいと思うのは、YouTubeなどで自分の生活を明らかにして、お母さんを介護している中学生、高校生がいたりなど、まだまだというところもありますが、今はそういうことを出せる時代になったのではないですか。皆さんも関心さえ持てば、私でもそういうものを見ると見入ってしまうというような、自分とは違う人がたくさんいることを体感できると、少しは違うかと。そういう意味で、例えば集まれるような場所でも、そういうものを流してみるなど。高齢の方も知らないから怖い、接することがないからどう接していいのだろうかみたいな、仰々しくなるようなことを除けていけたらと。

私もそれなりの高齢者になってきているので将来のこともあります。なるべく普通の生活を淡々と、もちろんコロナは全然終わったなどと思っていないですし、やはり、既往症がある者としては全て恐ろしいです。しかし、そう言っても次に進めないなので、気を付けながらやれることをやるという形で過ごしていこうと思っています。これからこの内容を勉強するだけでも、結構、専門的なことはまた少し違うので、分からないことは聞きながらやっていこうと思っています。

毎日入っているヘルパーさんが1週間にすると何十人もいますので、私の所にはたまたま若い方が来てくれていて、逆に、介護の仕事は「ヘルパーさんに限らなくてもいっぱいあるのよ」と。これほど広い仕事で、皆さん、コロナのときに友達が会社がなくなってしまった、退職したなどと言っているけれども、考え方によっては、介護の仕事は経理的なことあれば事務職もあるし現業もあるので、本当に選べる範囲が広い。介護の仕事自体も、先入観で大変、暗いとなりがちだけれども、そういうことも含めて地域で発信できる場があれば、利用者や一般の方もそこに来て、普通のこととして何でも話せるような場所が本当にできることを、私個人的にも切に願っています。

私は西新宿5丁目ですので、養護学校も行ったことがありますし、地域のシニア館などで生徒さんと一緒に歌を歌ったりしたこともあります。そういうことがもっと広がってくれば、みんながそういう人たちがいて当たり前、それこそ、LGBTの話もそうですし、「誰に迷惑を掛けているわけでもない、当たり前じゃない」というふうになってくれる世の中を切に望んでいますし、やれることをやっていきたいと思っています。これからも、よろしく願います。

○石丸委員 新宿区基幹相談支援センター主任相談支援専門員の石丸です。いつもお世話になっております。私から3つお話しさせていただきます。1つ目です。支援者支援が基幹の大きな役割ですので、今年度も支援者支援に取り組む私たちの活動を皆様にも傍聴していただけるように、事務局を通じてスケジュール等をお知らせしてまいりたいと思っております。

2つ目です。災害対策についてお話が出ておりました。実は、昨年度より、福祉部内で災害弱者の方の支援、特に安否確認やシステムの構築、福祉避難所への振り分け・誘導等を区の職員が災害発生時にどのようにスムーズにやるかについてのPTが立ち上がっております。是非、こちらの部会ともコラボができたらいいのではないかと考えておりますので、また部会の方々とはお話ししていけたらと思っております。

3つ目です。権利擁護についてです。皆さんも報道等で神奈川県をやまゆり園の検証会議の結果を御覧になられたでしょうか。入所施設は、小規模化していくべきだ、通過施設にしていくべきだというような答申が、方向性として出ておりました。私はそれを拝見したときに、これは障害者本人の権利を守ることにつながる大切な取組である反面、私たちがいつも接している障害者を抱えている御家族の皆さんは、同時に不安も感じられたのではないかと思います。一度入ることができた施設を通過しなさいと言われて、では、どこに通過する、地域にどういう器を作っていくのかという議論がセットにならない限り、地域の不安は解消されないと思いながら、その答申を見ていました。

内藤さんが権利は学ばないと身に付かないとおっしゃっていましたが、権利制限をするのは、家族や私たちも含む支援者であることも多いです。ですので、是非、学ぶ機会を自立支援セミナーで本人や御家族、支援者に届けられるといいと思いました。是非、三浦先生、よろしく願います。以上です。

○八角委員 相談支援事業所 Kaien 新宿の八角と申します。私は相談支援事業所としてこちらに参加しているのですが、私どもの会社そのものは、資本主義の中で発達障害の人に活躍していただくという会社です。

昨年度も行ったのですが、今年も9月18日に「ニューロダイバーシティ・サミット」というのを1日掛けて行う予定です。今年はZoomだけではなく集合して行うこともありますので、また御案内させていただきたいと思っております。

あと、当社では、発達障害の当事者の方の主張を聞く時間を毎週設けています。YouTube上で「発達の主張 Live」をやっておりますので、御興味がある方は「Kaien 発達の主張」とクリックしていただくと、多分、案内が出てくると思います。そうすると、皆さんの声を聞くことができます。以上です。どうもありがとうございました。

○寺本委員 新宿あした会どまーにの寺本と申します。知的障害者の計画相談員をやっております。今、御本人や御本人の周りの環境の変化で、住む所や通う作業所が一気に変わってしまう、環境が変わってしまうという現実を突き付けられているケースが幾つか続いています。何とか本人のストレスを最小限にするようお手伝いをさせていただきたいと思いつつながら、思うようにいかないこともあります。頑張っていきます。よろしく願いいたします。

○山本委員 宅地建物取引業協会から来ました山本です。ここに所属と書いてあるのですが、一部変更になりましたので訂正しておいていただきたいと思います。新宿支部になっていますが、第7ブロックということでブロック制になりました。ほかの区は、2、3の区が合同でブロックになっているのですが、新宿は、会員数が多いために1つの区で第7ブロックと1つの組織になっております。私は副ブロック長です。

まず、お願いです。皆さん、意見交換がすごく大事なことで、それぞれのテーマで討議したいような内容がすごく多いです。ですから、時間配分をしていただいて、意見交換の時間を増やしてほしいという希望です。

私からは1つだけ、こういう事例があったので。私は不動産の管理も行っており、アパートを管理しておりますが、最近のアパートの住人は、生活保護者がすごく多いのです。この間の例で、うちに入ったときには全然健康だったのですが、長年住んでいるうちに車椅子生活になってしまい、去年なのですが、ボヤを起こしてしまったのです。それで結局入院ということになり、もう3か月ぐらいになるのですが、その間、家賃はちゃんと入ってきているのです。どうするのかと、一応ケアマネージャーがいます、その方が全てやっていますが、最終的には解約してどこかに入ることなのです。

これは想定ですが、本人はアパートに帰って何とかまた普通の生活がしたいということではないかと想定できるのですが、結局、区のケアマネージャーは、そういう方が集中している施設に入れるという選択のようなのです。果たして、障害者の気持ちとしては、何とか元に戻って生活したいと、だけれども、本人の症状からして、やはり、そういう施設に入れざるを得ないですね。その辺りの選択が本当にいいのか、どちらが本人のためなの

か、また、社会のためにはどうなのかというような、もっと深い検討が必要なのではないかと1つの事例です。以上です。

○渡辺委員 障害者福祉課長の渡辺でございます。御案内のように、今年度は来年度から始まる地域計画の策定年度ですので、この協議会に限らず、様々な団体の方の御意見を賜りながら策定してまいりたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○高橋委員 本日は大変貴重なお話を伺うことができ、心より感謝申し上げます。健康部保健予防課は、健康部が保健所の機能を担っている部で、その中で保健予防課は、大きく精神障害をお持ちの方の施策、難病医療の医療費の助成、感染症対策を担当しております。私たちは、新型コロナに関しても対応してまいりました。

私たちも社会の捉え方と同じく、保健所の業務としてコロナ対応を変わず続けております。特に高齢者施設、障害者施設などの感染対策については、引き続き、電話相談という形で対応を続けております。ただ、区の大きな人事からは、コロナに対応する人の数は大きく減らされてしまいました。コロナとの共生という部分はあるのですが、私たちは、精神障害をお持ちの方や難病をお持ちの方について、保健センターと連携を取りながら施策をしております。新型コロナの中では、講演会をオンラインにするなど工夫しながら、新たな形でつながることも選択肢として増えたという実感もあります。新たな取組、新しく組み替えることを、私たちも意識しながら続けていきたいと思っています。また、地域共生社会というキーワードの中で、精神障害のみならず、インクルーシブな取組という点、視野を広げて対応していくと。今日は大変勉強になりました。ありがとうございました。

○友利副会長 ありがとうございます。皆様から貴重な御意見をたくさん頂きました。これを糧に、私たちも皆様にまた御報告や御相談をさせていただきたいと思っております。そのほかに何かございますか。事務局から何かございますか。特にないようです。では、最後に、河村副会長からよろしく願いいたします。

○河村副会長 本日は御多用の中、また、雨の中、ありがとうございます。終了予定の時間を過ぎてしましまして申し訳ありません。

以前の協議会より良くなったというお言葉も頂きつつ、まだ、資料のことやもっと意見交換の場をなど、いろいろ宿題を頂いたとっておりますので、役員や皆様と更に良い会にしていくことができればというふうに思いました。本日は、誠にありがとうございました。